

## 「山鹿4種のお酒」PR事業業務委託仕様書

### 1 業務名

「山鹿4種のお酒」PR事業

### 2 業務の目的

山鹿市は、日本酒・ワイン・ウイスキー・クラフトビールの4種の酒造所が揃う、全国的にも稀なエリアであり、山鹿市と熊本県鹿本地域振興局は、行政、各酒造所、商工・観光団体など多様な関係者が一体となって、山鹿の4種のお酒を通して、山鹿の食や文化、癒しが堪能できる地域づくりを目指す「山鹿4種のお酒プロジェクト」を進めている。

同プロジェクトにおいて、令和6年度から情報発信やイベントの開催などに取り組んでいるが、認知度が高いとは言えない状況がある。

そういった状況を踏まえ、本業務は、山鹿の観光・物産のコンテンツとして「山鹿4種のお酒」の魅力を効果的に発信し、認知度を向上させることで、「山鹿4種のお酒」を切り口とした新たな観光客の開拓、滞在時間の延長、回遊性の向上、観光消費額の増大を図り、山鹿の賑わいづくりにつなげることを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月8日（月）まで

### 4 業務内容

（1）上記目的を達成するため、熊本県、福岡県をメインターゲットに、「山鹿4種のお酒」のPRを実施すること。

#### ①PRする内容

「山鹿のお酒」のロゴ等を積極的に活用し、誘客プロモーション、お酒を切り口とした山鹿の物産品の振興など、山鹿の観光・物産のコンテンツとして「山鹿4種のお酒」をPRし、継続的な誘客、産業振興につながる内容とすること。

※本業務は、お酒などの個々の商品や酒造所の広告・宣伝を目的としたものではないので留意すること。

#### ②PRの手法

「山鹿4種のお酒」が山鹿の観光・物産のコンテンツとして定着するような具体的な手法、仕掛けを検討し、実施すること。

#### ③他の取組との連携

PRの実施に当たっては、山鹿市と熊本県鹿本地域振興局が推進する「山鹿4種のお酒プロジェクト」や各酒造所の取組への波及効果・相乗効果を意識し、効果的な発信となるよう連携を図ること。

（2）（1）の実施に当たっては、事業効果が把握できる成果指標と目標数値を設定し、それに基づいた次の内容を含む業務完了報告書を提出すること。

ア 実績（事業実施内容、成果、事業収支等）

イ アに基づく分析と課題の抽出

ウ イを踏まえた今後の取組に関するアイデアの提案

## 5 成果品

業務完了後、速やかに以下を提出すること。

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) その他、提案事項による成果物（データ含む） 1式

## 6 業務遂行上の注意

- (1) 本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めた上で、その内容を適切に反映した仕様書に変更することがある。
- (2) 受託者は、委託者と密接な連携を図り、効率的進捗に努めなければならない。
- (3) 受託者は、委託者に事業計画を提出し、承認を得ること。
- (4) 本業務における資料や資料の作成は、委託者と協議の上、行うものとする。
- (5) 詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。
- (6) 本業務における法令や計算の根拠、資料及びデータの出典などは全て明確にしておくこと。
- (7) 本業務で委託者が提供したデータは、全て返却すること。
- (8) 本業務の履行に係る成果物（印刷物、データ等）の所有権は全て委託者に帰属する。
- (9) 成果物（印刷物、データ等）に係る著作権は、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から委託者に移転するものとする。
- (10) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (11) 本業務を履行するに際し、法令順守を徹底するものとする。
- (12) 本業務を遂行する上で知り得た情報に対する守秘義務を順守すること。この守秘義務は業務従事後も当該業務に従事していたすべての従事者に遵守させること。また契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- (13) 委託期間終了後も、本業務に係る照会、報告等があった場合は委託者へ迅速に連絡する等誠実な対応を行うこと。
- (14) 本仕様書に定めのない事項及び本業務に疑義が生じた場合は、委託者と協議を行うものとする。